八、オリエンタル商事有限会社に対する件

昭和五三年（排）第一二号

排除命令

岐阜県多治見市太平町五丁目二七番地

オリエンタル商事有限会社

右代表者　代表取締役　村瀬博信

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　オリエンタル商事有限会社は、一般消費者を対象に、昭和五二年九月一五日から同年一二月三一日までを期間とし、「ホームラン王にはコロナを進呈」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会

に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　オリエンタル商事有限会社（以下「オリエンタル商事」という。）は、肩書地に本店を置き、自動販売機の賃貸、販売業及び倉庫の賃貸業を営むとともに、愛知県春日井市内に、「名古屋東バッティングセンター」等を設け、同センターの経営を行う事業者である。

二　オリエンタル商事は、前記「名古屋東バッティングセンター」において、一般消費者を対象に、「ホームラン王にはコロナを進呈」と称し、昭和五二年九月一五日から同年一二月三一日までを期間として、期間中、バッティングゲームを行った者に対し、ゲーム数の如何を問わず、ホームランの本数の多い順に、第一位中古自動車（約三〇万円相当）一台、第二位及び第三位腕時計（約一万八〇〇〇円相当）各一個、第四位及び第五位木製バット（約三、三〇〇円相当）各一本の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　前記「名古屋東バッティングセンター」における当該期間中の入場者のゲーム状況は、通常の客の場合、一〇日に一度程度来場し、一回の来場に際し、約三ゲーム（一ゲーム当たりの料金二五〇円）程度のゲームを行い、また、常連の客の場合、三日に一度程度来場し、一回の来場に際し、約五ゲーム程度のゲームを行ったものと認められ、したがって、前記懸賞に係る取引の価額は、概ね八、〇〇〇円以上五万円未満の範囲内であると認められるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがって、前記景品類中、第一位、第二位及び第三位の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、オリエンタル商事の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第二号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年五月二九日

公正取引委員会

委員長　橋口收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　早川晴雄